

財政制度等審議会議事規則

平成13年1月19日
財政制度等審議会総会決定

(趣旨)

第1条 財政制度等審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、財政制度等審議会令(平成12年政令第275号、以下「審議会令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(審議会の招集)

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集するときは、その日時、場所及びその他必要な事項を定めて、委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。

(緊急時の議決特例)

第3条 会長は、会議を招集した場合において、やむを得ない事情により委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の1以上が一堂に会することが困難であり、かつ、緊急に審議会の議決を経ることが審議会の目的達成上やむを得ないと認めるときは、電話その他の方法により、議決を求めることができる。

2 前項の規定により議決された事項については、会長は次に開かれる会議において、当該議決について報告するものとする。

(会議)

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を総理する。

(議事録)

第5条 会長は、会議の議事録を会議のつど作成するものとする。

(議事の公開)

第6条 審議会は、会議又は議事録を速やかに公開することを原則とする。

2 会長は、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

(資料の提出等の要求)

第7条 審議会令第9条に基づく資料の提出等の要求は会長が行う。

(分科会)

第8条 分科会の議事においては、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「分科会」、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

- 2 会長は、調査審議事項が分科会に調査審議させることが適当と認められる場合には、分科会に付託することができる。
- 3 審議会は、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

第9条 審議会又は分科会は、部会を置くことができる。

- 2 部会の議事においては、第2条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 3 会長(分科会に置かれる部会にあつては、分科会長。)は、調査審議事項が部会に調査審議させることが適当と認められる場合には、部会に付託することができる。
- 4 審議会(分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。)は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

- 2 分科会において必要がある場合には、分科会の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項を分科会長が分科会に諮って定めることができる。

附 則

この規則は、平成13年1月19日から実施する。